

第4回熊本県地域医療構想検討専門委員会 次 第

日 時：平成28年9月30日（金）
16：00～17：30

場 所：熊本市医師会館 2階研修室

I 開 会

II 議 事

- 1 熊本地震について 【資料1】
- 2 地域医療構想について
- (1) 策定スケジュールについて 【資料2】
- (2) 構想について 【資料3】
 - [補足資料]
 - 2015年病床機能報告病床数と2025年病床数の必要量との比較 【資料4】
 - 地域医療の実情把握のための聞き取り調査結果について（確定） 【資料5】
 - 九州各県の地域医療構想の体系（目次）一覧 【資料6】
- (3) その他

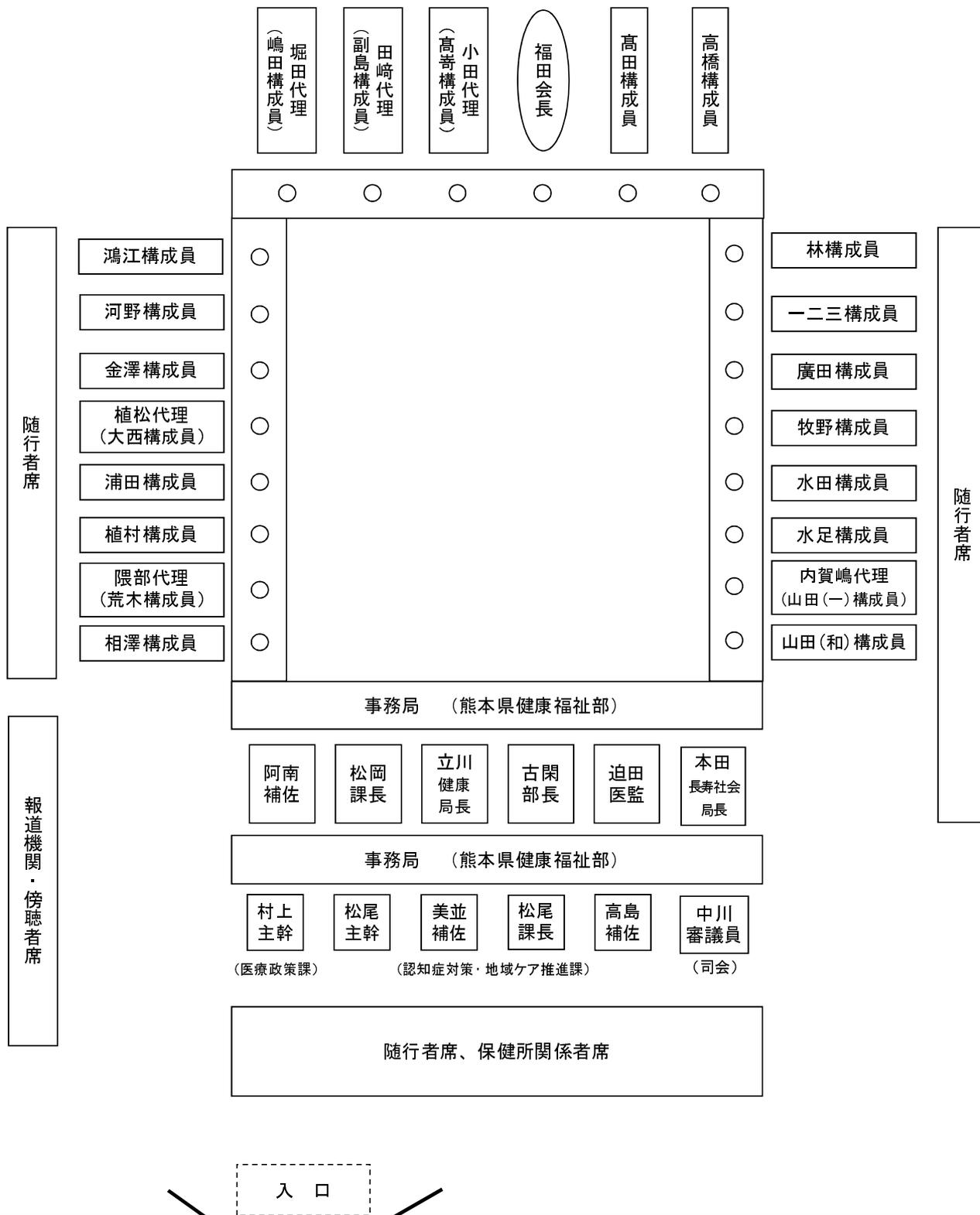
III 閉 会

第4回熊本県地域医療構想検討専門委員会・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	備考
1	相澤 明憲	公益社団法人熊本県精神科協会 会長	○	
2	荒木 泰臣	熊本県町村会 会長	代理	隈部 一雄 主幹
3	植村 正三郎	公益社団法人熊本県医師会 地域医療構想担当理事	○	
4	浦田 健二	一般社団法人熊本県歯科医師会 会長	○	
5	大西 一史	熊本市 市長	代理	植松 浩二 副市長
6	小野 友道	熊本大学 名誉教授	欠席	副会長
7	金澤 知徳	慢性期機能を担う医療機関代表 (青磁野リハビリテーション病院 理事長)	○	
8	河野 文夫	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター 院長	○	
9	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会 会長	○	
10	坂本 不出夫	急性期機能を担う医療機関代表 (国保水俣市立総合医療センター 病院事業管理者)	欠席	
11	嶋田 晶子	公益社団法人熊本県看護協会 会長	代理	堀田 美波 副会長
12	副島 秀久	済生会熊本病院 院長	代理	田崎 年晃 医療支援部次長
13	高寄 哲哉	熊本県市長会 会長	代理	小田 宗雄 事務局長
14	高田 明	公益社団法人全国自治体病院協議会熊本県支部 支部長	○	
15	高橋 洋	診療所代表 (高橋整形外科医院 院長)	○	
16	林 邦雄	在宅医療を担う医療機関代表 (林整形外科医院 理事長)	○	
17	一二三 倫郎	熊本赤十字病院 院長	○	
18	廣田 誠介	公益社団法人熊本県薬剤師会 会長	○	
19	福田 稠	公益社団法人熊本県医師会 会長	○	会長
20	牧野 俊彦	熊本県保険者協議会 会長	○	
21	水田 博志	熊本大学医学部附属病院 院長	○	
22	水足 秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表 (山鹿中央病院 理事長)	○	
23	山田 一隆	病院代表 (高野病院 理事長 院長)	代理	内賀嶋 英明 江南病院院長
24	山田 和彦	一般社団法人熊本県老人保健施設協会 会長	○	

第4回熊本県地域医療構想検討専門委員会 配席図



熊本県地域医療構想検討専門委員会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第7条の規定に基づき、熊本県保健医療推進協議会に熊本県地域医療構想検討専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) 各地域の地域医療構想に関する事項
- (6) その他の地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、委員会における意見をまとめて、熊本県保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。